

## 豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金の交付に関し、豊橋市新ビジネスチャレンジ応援補助金交付要綱（令和3年10月1日決裁。以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業の期間は、以下の開始日を起算日とし、完了日までの期間とする。ただし、補助対象事業が業態転換、DX推進、又はデジタル化の場合であって、補助対象経費の支払日が完了日以後に到来する場合は、支払日までを補助事業の期間とする。

補助対象事業	開始日	完了日
業態転換	補助対象経費の契約締結日又は発注日のいずれか早い日	業態転換後の店舗等の営業開始日
DX推進		コンサルティングが実施された最終日
クラウドファンディング		対象経費を支払った日
デジタル化	補助対象経費の契約締結日又は発注日のいずれか早い日	補助対象経費の納品日

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱第6条に定めるものとし、その細目は別表1に掲げるものとする。

(補助対象外経費)

第4条 申請人が購入や契約する備品等を第三者に転貸している場合又は申請人と支払先の関係が、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象経費とすることができない。

(1) 申請人が個人（個人事業主を含む。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 申請人が、支払先の代表取締役又は親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）である場合

イ 支払先が、申請人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役又は親会社等とする法人である場合

(2) 申請人が法人（個人事業主を除く。）の場合であって次のいずれかに該当する場合

ア 支払先が、申請人の代表取締役又は申請者と同じ者を代表取締役とする会社である場合

イ 支払先が、申請人の親会社等又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合

ウ 支払先が、申請人の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは一親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人である場合

2 経費の支払方法が仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された特典ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用による支払いの場合は補助対象経費とすることができない。

3 その他対象外となる経費の細目は別表2に掲げるものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	対象となる経費例
業態転換	<p>(設備・備品費)</p> <p>1 業態転換後の事業で使用し市内に設置する、財又はサービスの生産や提供に必要となる 1 設備・備品あたり 10 万円以上の購入に要する費用</p>	<p>(日本標準産業分類の大分類別に一部業種のみ例示)</p> <p>【D 建設業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種建設機材等</li> </ul> <p>【E 製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種製造機械等</li> </ul> <p>【I 卸売業、小売業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業の運搬台車、足踏み場等</li> <li>・小売店の商品陳列棚、ワインクーラー、冷蔵ケース等</li> <li>・小売店(製造)の 3D プリンター、製造設備等</li> </ul> <p>【L 学術研究、専門・技術サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真館の業務用カメラ等</li> </ul> <p>【M 宿泊業、飲食サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルのベッド、厨房設備等</li> <li>・飲食店の厨房設備等</li> <li>・キッチンカーの車両・厨房設備等</li> </ul> <p>【N 生活関連サービス業、娯楽業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理美容店のカット椅子等</li> <li>・フィットネスクラブのフィットネス設備等</li> </ul> <p>【O 教育、学習支援業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・料理教室の厨房設備等</li> <li>・DIY 教室の工作設備等</li> </ul> <p>【R サービス業(他に分類されないもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車整備店の整備設備等</li> </ul>
	<p>(改装工事費)</p> <p>2 業態転換後の店舗等で行う、1 工事あたり 10 万円以上の、市内に本店(個人については住所)を有する中小企業者に施工を発注する改装工事に係る費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業態転換後の店舗等で営業を開始するために必要となる、新築、増築、改装工事費(設置工事を伴う照明、給排水設備等を含む)</li> <li>・業態転換後の店舗等の附属建物(製造工場、資材保管倉庫等)の新築、増築、改築工事費</li> </ul>

補助対象事業	補助対象経費	対象となる経費例
DX推進	DX推進・IT導入に向けて専門家に依頼する際にかかるコンサルティング費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム導入に向けた企業内の業務分析</li> <li>・システム導入に向けた計画策定・課題解決等</li> <li>・システムの仕様書作成</li> <li>・システムの調達業務(見積徴収・比較分析等)</li> </ul>

補助対象事業	補助対象経費	対象となる経費例
クラウドファンディング	(手数料) 1 クラウドファンディングのプロジェクト終了の日から交付申請の日までに支払う以下の費用	
	(1) クラウドファンディング仲介事業者のサービス手数料(利用手数料及び決済手数料) (2) 支援金を早期に受け取るための手数料	
	(委託費) 2 プロジェクト終了の日の1年前から交付申請の日までに支払う、プロジェクト実施に必要な以下の費用。ただし、1の費用を伴う場合に限る。	
	(1) クラウドファンディングのプロジェクト制作及び仲介事業者への申請代行委託費	プロジェクトを成功させるために専門家等へ依頼する以下の業務によってかかる費用 ・プロジェクトの企画 ・プロジェクトページ内のデザイン等の作成 ・プロジェクトの申請及び運用代行
	(2) プロジェクトページのページコンテンツ(文書、写真、動画等)の制作代行委託費	プロジェクトを成功させるために専門家等へ依頼する以下の業務によってかかる費用 ・掲載文章、広報文章の作成 ・返礼品の写真やプロジェクトページ内に掲載する写真、動画の撮影及び編集

補助対象事業	補助対象経費	対象となる経費例
デジタル化	<p>(ソフトウェア)</p> <p><b>【通常枠・小規模企業者枠共通】</b></p> <p>1 生産性向上に寄与する機能を有し、以下の業務プロセスで使用するソフトウェア導入費用やライセンス取得費用（既存ソフトウェアの機能拡張、バージョンアップ・アップグレードも含む）</p> <p>(1) 顧客対応支援</p> <p>(2) 決済・債権債務・資金回収管理</p> <p>(3) 供給・在庫・物流</p> <p>(4) 業種固有プロセス</p> <p>(5) 自動化・分析ツール</p> <p><b>【小規模企業者枠】</b></p> <p>内部管理</p>	<p>(1) 顧客対応支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無人受付、チェックインシステム 等</li> </ul> <p>(2) 決済・債権債務・資金回収管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 券売機システム、会計・POS システム 等</li> </ul> <p>(3) 供給・在庫・物流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在庫・納品管理システム 等</li> </ul> <p>(4) 業種固有プロセス</p> <p>(日本標準産業分類の大分類別に一部業種のみ例示)</p> <p><b>【D 建設業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計、工程管理システム 等</li> </ul> <p><b>【E 製造業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品質管理、製造工程管理システム 等</li> </ul> <p><b>【I 卸売業、小売業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売れ筋商品分析、受託管理システム 等</li> <li>・ 商品タグツール、賞味期限管理システム 等</li> </ul> <p><b>【M 宿泊業、飲食サービス業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェックイン管理、施設管理システム 等</li> <li>・ 注文履歴管理、セルフオーダーシステム 等</li> </ul> <p><b>【N 生活関連サービス業、娯楽業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況・混雑状況管理システム 等</li> </ul> <p><b>【O 教育、学習支援業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒管理、教材・スケジュール管理システム 等</li> </ul> <p>(5) 自動化・分析ツール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ RPA システム、分析・解析専門ツール 等</li> </ul> <p>・ 従業員の給与管理、人事管理、勤怠管理、その他の内部管理業務</p>

	<p>(ハードウェア)</p> <p>2 1と併せて、また連携して動作することを目的に市内に設置する、専門機能に特化した電子機器・機械装置等の購入に要する費用(1の導入時に、イニシャルコストがかからず、ランニングコストのみがかかる場合も含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高機能セルフレジ機</li> <li>・自動測量機等</li> </ul>
--	---	---

別表2 (第4条第3項関係)

補助対象事業	その他対象外となる経費
共通	・消耗品の購入費
	・FC加盟料等のサービス品
	・食材等の原材料費
	・不動産賃貸料及び敷金
	・送料、配送料、振込にかかる手数料
	・チラシやメニュー表を作成するためのプリンターやそのインクや紙等
	・システム利用等に係る月額利用料等のランニングコスト (月額利用料金を年払いとして一括で支払った場合も対象外)
業態転換	<p>・「財又はサービスの生産や提供」に直接かかわらない以下の経費 例：注文用タッチパネル、レジ・キャッシュレスシステム、券売機等</p> <p><b>【その他店舗等管理等】</b> 例：掃除機、電話機、従業員用ロッカー、空気清浄機、ユニフォーム、ゴミ箱、傘立て、監視カメラ、台車、設備倉庫等</p>
	<p>・汎用性があり目的外使用になり得る以下の経費 パソコン、車輛(キッチンカー、フォークリフト、グレーダー、ローダー、ユンボ、ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、クレーン、リフト、その他自走式作業用機械設備を除く)、オフィス家具、待合・商談用家具、金庫、書籍、カメラ、ウェブカメラ、マイク、スマートフォン、タブレット端末、家庭用プリンター等</p>
	<p>・自作した設備・備品に係る経費(ただし、設備・備品を構成する部品が10万円以上する場合は、その部品について対象と認める。)</p>
	<p>・対象経費が商品そのものとなるもの(小売業の商品、物品賃貸業のレンタル備品、貸家業のアパートの設備等) ※ただし貸間業のうち、リーススペースではなく、特定の用途に限定したスペースとして設置し、使用される設備・備品であれば対象とする。</p>
	<p>・他の事業者と共同して使用する厨房に設置する厨房機器等、申請者となる事業者以外の者が使用しうる環境に設置される設備・備品</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居部分における改装工事費</li> <li>・業態転換後の店舗等の敷地内外に設置する独立看板等の設置工事費（店舗等に接して設置するものを除く）</li> <li>・業態転換後の店舗等の営業と直接関係性のない改装工事費</li> <li>・店舗専用駐車場等の工事費用</li> </ul>
D X 推 進	<p>一般的な経営コンサルティング費用 （例：市場調査やマーケティング戦略の立案費用など）</p>
	<p>日常業務に関連する経費（社内会議や定例ミーティングの費用など）</p>
	<p>従業員の研修費用（スキルアップや能力開発のための研修費用など）</p>
ク ラ ウ ド フ ア  ン デ イ ン グ	<p>プロジェクトを成功させるために専門家等へ依頼する以下の業務によってかかる費用</p> <p>(1) 事業・経営計画、ブランディング戦略といったマーケティング</p> <p>(2) 広告掲載・運用代行</p>
デ ジ タ ル 化  (共 通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入コンサルティング費用</li> <li>・マニュアル作成・導入研修にかかる費用</li> <li>・保守サポート費用</li> <li>・ホームページ、ECサイト作成のための費用</li> <li>・セキュリティ対策費用</li> <li>・キャッシュレス決済サービスの導入費用</li> <li>・サービスの契約に要する費用</li> <li>・サービスを利用するためのQRコード読み取りタブレット、クレジットカード決済端末導入費用等（ただし、会計・POSシステム等の導入に伴うものを除く）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売促進や広告宣伝が主たる機能であるソフトウェア</li> <li>・フリーソフトウェア</li> <li>・既に購入済みのソフトウェアに対する増台や追加購入分ライセンス費用</li> <li>・基本事務ソフトとなる、文書作成ワープロソフト、表計算ソフト、簡易データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト等の導入費用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請するソフトウェアとの連携を伴わない費用</li> <li>・既に導入済みのソフトウェアを使用することが目的となる費用</li> <li>・汎用性のあるハードウェア</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売促進や広告宣伝が主たる機能であるソフトウェア</li> <li>・フリーソフトウェア</li> <li>・既に購入済みのソフトウェアに対する増台や追加購入分ライセンス費用</li> <li>・基本事務ソフトとなる、文書作成ワープロソフト、表計算ソフト、簡易データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト等の導入費用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請するソフトウェアとの連携を伴わない費用</li> <li>・既に導入済みのソフトウェアを使用することが目的となる費用</li> <li>・汎用性のあるハードウェア</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請するソフトウェアとの連携を伴わない費用</li> <li>・既に導入済みのソフトウェアを使用することが目的となる費用</li> <li>・汎用性のあるハードウェア</li> </ul>
デ ジ タ ル 化  (ソ フ ト ウ ェ ア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売促進や広告宣伝が主たる機能であるソフトウェア</li> <li>・フリーソフトウェア</li> <li>・既に購入済みのソフトウェアに対する増台や追加購入分ライセンス費用</li> <li>・基本事務ソフトとなる、文書作成ワープロソフト、表計算ソフト、簡易データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト等の導入費用</li> </ul>
デ ジ タ ル 化  (ハ ー ド ウ ェ ア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請するソフトウェアとの連携を伴わない費用</li> <li>・既に導入済みのソフトウェアを使用することが目的となる費用</li> <li>・汎用性のあるハードウェア</li> </ul>